

宇和島商工会議所き章はい用規則

第 1 条 本商工会議所、役員、議員、職員は、その身分を自覚し、且つその品位を保つため、この規則により日本商工会議所の定める、き章をはい用しなければならない。

第 2 条 き章は、左胸上部にはい用する。

第 3 条 き章は事務局において、き章交付簿を備えこれに登録して交付する。

第 4 条 き章を紛失し又は、き損した場合はその事由を申出て実費を弁償し、再交付を受けなければならない。

第 5 条 退任、退職又は死亡したときは、き章は、本人又は家族より遅滞なく返却するものとし、紛失などで返却できない場合は、実費を弁償しなければならない。

第 6 条 き章は、他人に貸与してはならない。

附 則

1 この規則は昭和 46 年 12 月 2 日より実施する。